

有識者会議意見「規制所管省庁において今後検討を進めることとされた規制改革事項について」に対する政府の対応方針

平成18年9月15日

構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域推進本部は、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から選定された規制改革項目の実現に向けて、「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」（平成17年10月21日）を決定した。同方針においては、2項目については構造改革特区において措置、7項目については全国において実施することとし、8項目については規制所管省庁において今後検討を進め、規制改革の趣旨を損なわないよう、規制所管省庁は進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うこととしている。

今後検討を進めることとされた規制改革事項については、その後、規制所管省庁から内閣官房へ検討状況が報告されたところ、有識者会議は、同報告が規制改革の趣旨を損なっていないかどうかとの観点から「規制所管省庁において今後検討を進めることとされた規制改革事項について」をとりまとめ、8月11日に本部長に提出した。

本部は、有識者会議の意見を踏まえ、検討した結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項として、別表のとおり政府方針をとることとする。別表の規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

なお、今回、提案の趣旨を十分に実現するまでには至らなかった規制改革事項もあるが、これらについては、すべてが構造改革特別区域で講じられる規制の特例措置としてなじまず、規制改革を実施する必要がないものとして整理をしたものではない。これらの規制改革事項については、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案があった場合はもとより、ニーズの動向や関連する制度の運用状況等を見極めつつ、引き続き「実現するためにはどうすればいいか。」という観点から検討を深めていくものとする。

別表

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
1	市町村における基本構想策定義務の廃止	地方自治法第2条第4項	<p>平成18年1月20日に総務省が開催した「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」において、各都道府県に対し、基本構想の具体的な策定内容や策定期間については何らの制約はなく、地域の実情に応じた市町村の自主的な判断に委ねられていることを説明するとともに、その旨を管内の市町村に対し周知するよう依頼した。</p> <p>【市町村への周知について、平成17年度中に措置済】</p>	総務省
2	先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃	公有地の拡大の推進に関する法律	<p>先買い制度により取得した長期保有土地の状況や転用ニーズ等について地方公共団体等を対象とした実態調査を実施した。当該調査を踏まえて検討した結果、先買い土地が取得後10年を経過し、かつ都市計画の変更等により将来にわたり都市施設・収用対象事業等の用に供される見込みがないと認められるときは、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する一定の事業の用に供することを認めることとし、所要の法改正を行うべく、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正法案（「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部改正法案」に含む。）を平成18年2月に通常国会に提出し、同法案は同年5月に成立した。（平成18年8月施行）。</p> <p>また、地方公共団体等における長期保有土地の有効活用に向けた取組みを支援するため、現行制度における対応として、 現行制度でも利用可能な用途や具体的な用途転用事例 地方公共団体等から寄せられる個々の相談事案に対するきめ細かい助言を行うための相談窓口 代替地情報提供システムの概要及び運用窓口となる各地方整備局等担当窓口 を周知する資料を作成し、当該資料を地方公共団体等に配付した（平成18年3月27日事務連絡）。</p> <p>【平成17年度中に措置済】</p>	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
3	士業の労働者派遣の容認	行政書士 行政書士 行政書士法第19条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務に関し、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を認め、平成18年度中に行政書士法施行規則の改正(平成18年5月公布、同年12月施行予定)等、所要の措置を講じる。 【平成18年12月に施行予定】	総務省
4		税理士 税理士 税理士法第52条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	税理士法第2条第1項及び同条第2項に規定する業務に関し、派遣元と派遣税理士との雇用関係に基づく指導監督権限が当該業務に及ばないことが担保される場合には、税理士又は税理士法人が派遣元となる場合を除き、税理士又は税理士法人を派遣先とする税理士の労働者派遣を認め、平成18年度中に所要の措置を講ずる。 【平成18年度中に所要の措置】	財務省
5		社会保険労務士 社会保険労務士 社会保険労務士法第27条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	社会保険労務士法第2条に規定する業務に関し、社会保険労務士法人が他の社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする社会保険労務士の労働者派遣を行うことを認め、平成18年度中に所要の措置を講ずる。 【平成18年度中に所要の措置】	厚生労働省